

仕様書

1 委託名

町田市避難行動要支援者個別避難計画作成促進及び作成業務委託

2 履行場所

町田市の指定する場所

3 委託期間

契約書記載の日から2026年3月31日まで

4 目的

本業務は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の14に規定されている避難行動要支援者やその家族に対し、個別避難計画（以下、計画）作成の制度概要や意義等を説明することで、防災意識の向上を図り、計画作成の同意をとる。また、計画を作成し、災害による被害の最小化を図ることを目的とする。

5 実施者

本業務の実施者は、以下の条件のいずれかを満たすものとする。

- (1) 介護保険法に規定する指定居宅介護支援事業所に所属する介護支援専門員
- (2) 障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律に規定する指定一般相談支援事業者または指定特定相談支援事業所に所属する相談支援専門員
- (3) 児童福祉法に規定する障害児相談支援事業所に所属する相談支援専門員
- (4) 障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律に規定する生活介護事業所に所属する従業者
- (5) 市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備および運営に関する基準等を定める条例に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業者に所属する職員
- (6) 市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備および運営に関する基準等を定める条例に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者に所属する職員
- (7) 障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律に規定する指定居宅介護事業所または指定重度訪問介護事業所に所属する従業者

6 対象者

本業務における計画作成の対象者は、町田市に居住する避難行動要支援者名簿に登載されている者のうち、以下の(1)、(2)のどちらにも該当する者とする。

- (1) 居住する地域におけるハザードの状況が以下のいずれかの場合

①風水害：浸水想定区域、土砂災害警戒区域

②地震：東京都が判定している地域危険度で、「総合危険度」が「ランク3以上」

（2）対象者の心身状況等が以下のいずれかの場合

- ①介護保険制度において要介護4又は5の認定を受けている者
- ②障害支援区分4から6の認定を受けている者

7 業務内容及び委託料

（1）個別避難計画作成促進業務

①定義

普段から対象者本人と関わりのあるケアマネジャーなどの専門職が、本人や家族に、避難行動要支援者支援制度の趣旨や個別避難計画作成の意義等を説明し、計画作成の働きかけを行うことで、計画作成の同意を確認し、個別避難計画作成依頼書を市へ提出すること。

②計画作成促進業務の対象者

市が計画様式等を送付した作成対象の方のうち未提出者として、市が特定した方

③業務内容

委託する業務は以下のとおりとする。

避難行動要支援者支援制度等の説明	市から本業務を委託されていることや避難行動要支援者支援制度の趣旨、個別避難計画作成の意義、留意事項等について「訪問時チェックシート」を使用して説明を行い、計画作成を働きかけます。
個別避難計画作成、提供に係る同意確認	個別避難計画の作成及び作成した個別避難計画を平常時から避難支援等関係者に情報提供することについて、同意の意向を確認し、あわせて対象者から専門職へ計画作成依頼があった場合、「個別避難計画作成依頼書」を市へ提出してもらいます。

④委託料

計画作成促進1件当たり単価3,000円（消費税及び地方消費税を含む）に件数を乗じた額とする。また、委託料には移動等に係る経費を含むものとする。

（2）個別避難計画作成業務

①定義

ケアマネジャーなどの専門職が本人や家族と一緒に個別避難計画を作成し、市へ提出すること

②計画作成業務の対象者

市が計画様式等を送付した作成対象者のうち、自発的あるいは専門職による作成促進の結果、計画作成依頼書を市に提出した者

③業務内容

委託する業務は以下のとおりとする。

対象者に係る防災に関する事項の確認	対象者の自宅の災害リスク、避難施設等について、計画作成前におよその内容を把握します。
個別避難計画の作成	対象者や家族と面談のうえ、個別避難計画を作成します。

④委託料

作成する計画の1件当たり単価7,000円（消費税及び地方消費税を含む）に件数を乗じた額とする。また、委託料には移動等に係る経費を含むものとする。

9 実績報告書の提出

半期ごとに実績報告書を作成し、上半期については10月15日までに、下半期については2026年3月31日までに、町田市が指定する書式にて町田市担当課に提出する。

10 支 払 い

委託料は、半期ごとの実績報告書に係る町田市の検査合格後、当該半期分の請求書に基づき、半期ごとに支払う。

11 情報セキュリティの確保

受託者は、「別紙 情報セキュリティ確保・個人情報保護のための特記仕様書」を遵守して契約を履行すること。

12 環境による自動車の利用

受託者は、契約の履行にあたって自動車を利用し、又は利用させる場合は、「都民の健康と安全を可確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）」の規定に基づき、次の事項を遵守することとするなお、適合の確認のために、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示または写しの提供を求められた場合には、速やかに提示し、または提出することとする。

（1）ディーゼル車規制に適合する自動車であること。

（2）「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年法律第70号）」の対策地域内で登録可能な自動車利用に努めること。

（3）低公害・低燃費な自動車利用に努めること。

13 著作権及び著作者人格権について

別紙 著作物及び著作者人格権に関する特記仕様書に定める。

14 そ の 他

この仕様書に記載のない事項及び仕様書の記載事項に疑義が生じた場合は、その都度、町田市及び受託者が協議の上、決定するものとする。